

告示

埼玉県告示第五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンタウン毛呂山

埼玉県入間郡毛呂山町大字川角字西原五八番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 開店される店舗につきましては、「大型店・チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」及び、「埼玉県商店街活性化条例」に基づく配慮事項を踏まえ、町内商業の活性化に関する事業にご協力ください。

(2) 店舗周辺には住宅も多く、また周辺道路は通学路になっています。来客並びに関係者車両等、交通量増加に伴う事故等が発生しないよう交通誘導員を配置する等、十分な交通安全対策を行うよう願います。

(3) 入口①、出口①、出入口②以外の車両出入口につきましては、開店後に危険であると判断した場合には、閉鎖を含め対策の検討を願います。

(4) 荷さばき場や自動車走行音等による騒音、振動及び夜間照明等の苦情があった場合は、改善に向け、真摯に対応するよう願います。

(5) 開店に伴い、設置要望のあった信号機の新設に向けて、積極的な協力をするよう願います。

(6) 開店により増加すると見込まれる、県道川越坂戸毛呂山線から町道第十五号路線に入る右折レーン延長等により、県道直進車両の支障とならないよう、対策工事等町の事業に積極的な協力を願います。

(7) 食品売り場における惣菜調理場・飲食店等においては、ダクト排出口の臭気に注意するとともに、当該計画施設から排出される廃棄物は自ら適正に処理し、廃棄物の減量化と再生利用に努めるよう願います。

二 縦覧期間

令和四年一月二十一日から令和四年二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

